

柏市地域公共交通活性化協議会規約等の  
制定について

- 1 柏市地域公共交通活性化協議会規約
- 2 柏市地域公共交通活性化協議会会議運営規程
- 3 柏市地域公共交通活性化協議会事務局規程
- 4 柏市地域公共交通活性化協議会財務規程

## 柏市地域公共交通活性化協議会規約（案）

### （目的）

第1条 柏市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

### （事務所）

第2条 協議会は、事務所を千葉県柏市柏5丁目10番1号に置く。

### （事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施の協議に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げられるものの他、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

### （組織）

第4条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

#### （会長及び副会長）

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者から、これを選任する。

2 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代行する。

#### （協議会の委員）

第6条 協議会の委員は次に掲げる者又は組織等の指名する者とする。

(1) 柏市

(2) 下記に掲げる一般乗合旅客旅客自動車運送事業者

(ア) ちばレインボーバス株式会社

(イ) 東武バスイースト株式会社

(ウ) 阪東自動車株式会社

(エ) 松戸新京成バス株式会社

(3) 柏地区タクシー協会

(4) 千葉県バス協会

(5) 東武バス労働組合

(6) 千葉県柏土木事務所

(7) 公共交通利用者（柏市民）

(8) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局

(9) 学識経験者

(10) 千葉県柏警察署

(11) 柏市社会福祉協議会

(12) 柏商工会議所

（任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条の委員の内、行政機関の職員及び団体又は組織等が指名する委員については、その職にある期間とする。

3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。  
ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この

場合，当該代理人には，当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし，会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときには非公開で行うものとする。

6 協議会は必要があると認めるときは，委員以外の者に対して資料を提出させ，又は会議への出席を依頼し，助言等を求めることができる。

7 前各号に定めるものの他，会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条 協議会で協議が整った事項については，協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（分科会）

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査，検討を行うため，必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織，運営その他必要な事項は会長が別に定める。

（事務局）

第11条 協議会の業務を処理するため，協議会に事務局を置く。

2 事務局は柏市土木部交通政策課に置き，会議の庶務は交通政策課において処理するものとする。

3 事務局に事務局長，事務局次長，事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

（経費）

第12条 協議会の運営に要する経費は，柏市の負担金，国からの補助金，その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第13条 協議会の予算編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，会長が別に定める。

（監査）

第14条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が指名する第7条に規定する委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等が協議会等に出席したときには、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

2 委員等が職務のために要した旅費等の費用は、予算の範囲内で弁償することができる。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年3月 日 から施行する。

## 柏市地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、柏市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第9条第7項の規定に基づき、柏市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の会議（以下、「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （基本方針）

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは、会議の一部又はその全部を非公開とすることが出来る。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

### （議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 議長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣告するものとする。

### （会議の開催等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言するものとする。

2 委員及び委員以外のオブザーバーは、議長の許可を得た後、発言するものとする。

### （会議録の調整）

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に定めるものの他、会長が必要と認めた事項

### （会議録の公開）

第 6 条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、第 2 条第 1 項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第 7 条 何人も、第 2 条第 1 項ただし書きの規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第 8 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規定は、平成 28 年 3 月 日 から施行する。

## 柏市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、柏市地域公共交通活性化協議会規約第12条第4項の規定に基づき、柏市地域公共交通会議活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

### （事務局長等）

第3条 事務局長は、柏市土木部交通政策課長をもって充てる。

2 事務局次長は、柏市土木部交通政策課副参事又は統括リーダーをもって充てる。

3 事務局員は、柏市土木部交通政策課交通政策担当職員をもって充てる。

### （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することが出来る。ただし、異例又は重要と認められる事項はこの限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、柏市において定められている公文書の取扱いの例による。

### （公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は，会長印とし，公印の名称，形状，書体，寸法，用途，個数及び管理者は，別表のとおりとする。

2 協議会の公印の補完，取扱い等については，柏市において定められている公印の取扱いの例による。

（補則）

第 7 条 この規程に定められているものの他必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規定は，平成 2 8 年 3 月        日から施行する。

別表

| 名 称                | 形 状                                                 | 書 体 | 寸 法            | 用 途              | 個 数 | 管 理 者 |
|--------------------|-----------------------------------------------------|-----|----------------|------------------|-----|-------|
| 柏市地域公共交通活性化協議会会長之印 | <div>会性公柏<br/>長化共市<br/>之協交地<br/>印議通地<br/>会会活域</div> | てん書 | 方 24<br>ミリメートル | 会長印をもって発<br>する文書 | 1   | 事務局長  |

## 柏市地域公共交通活性化協議会財務規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、柏市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第13条の規定に基づき、柏市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （会計年度）

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### （予算）

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、柏市からの負担金、繰越金及びその他収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに柏市長に提出しなければならない。

### （予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により協議会の承認を得た場合には、前条3項の規定を準用する。

### （予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### （予算の流用及び予備費の充当）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、柏市の例によるもの

とする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び支出の手続き)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員の中から協議会出納員を命じることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、柏市の例により行うものとする。

- 2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第15条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに柏市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は，平成２８年３月２４日から施行する。

（協議会設立年度における予算措置の特例）

2 協議会の設立当初の会計年度は，第２条の規定にかかわらず，協議会が設立された日から平成２８年３月３１日までとする。

なお，この間の歳入歳出予算に関しては，柏市の一般会計予算からの執行とすることから，協議会としての予算措置は要さないものとする。

別表第 1

| 款       | 項       | 目       |
|---------|---------|---------|
| 1 負担金   | 1 負担金   | 1 負担金   |
| 2 国庫支出金 | 1 国庫補助金 | 1 国庫補助金 |

別表第 2

| 款     | 項     | 目       |
|-------|-------|---------|
| 1 総務費 | 1 総務費 | 1 会議費   |
|       |       | 2 事務費   |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 調査研究費 |
| 3 返還金 | 1 返還金 | 1 返還金   |